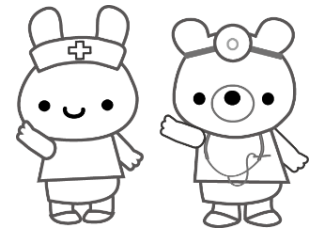


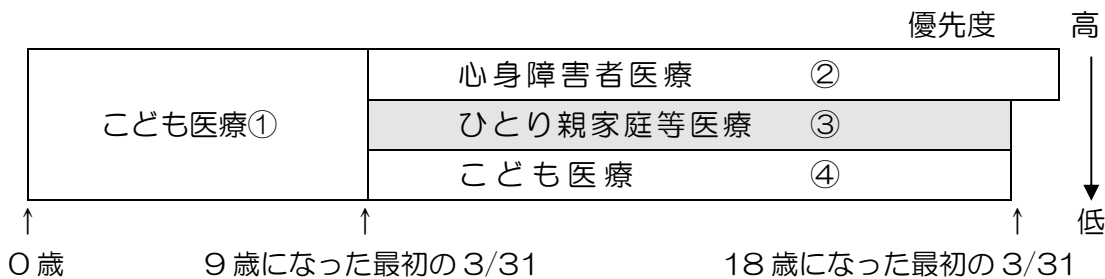
丸亀市こども医療費助成制度とは



この制度は、こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、こどもの病気や怪我の治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

丸亀市に住所のある対象のお子さんは、香川県内の医療機関で健康保険証と「丸亀市市民福祉医療証（こども医療証）」を提示すれば、原則として窓口での健康保険診療にかかる自己負担を丸亀市が助成します。

- 対象者：丸亀市に住民票があり、健康保険に加入している、出生・転入の日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるこども（心身障害者医療・ひとり親家庭等医療の該当者を除く）



※小学4年生になるときに医療証の更新があります。

- 次の場合は、必ず届出をお願いします。

- ・こども医療費助成制度の資格を喪失したとき。（丸亀市から転出したとき等）
- ・心身障害者医療、ひとり親家庭等医療に該当になったとき。（別途手続きが必要です。）
- ・加入している健康保険、氏名・住所に変更があったとき。
- ・医療証を紛失、破損したとき。

○保険証・医療証を提示がなければ、自己負担が発生する場合があります。



助成対象ではなく、自己負担になるものがあります。ご注意ください。

- ・「検診費」「予防注射」「初診料」「文書料」「薬の容器代」等の「**保険外診療分**」
- ・「入院時などの高額療養費」「差額ベッド代等諸費用」「入院時食事代、着替え代」
- ・200 床以上の病院において、他の医療機関等からの紹介状なしに初診で受診した場合の「**特定療養費**」や「**時間外選定療養費**」
- ・「第三者の行為による事故の治療（交通事故等）」
- ・組合保険、共済組合などから支給される「**家族療養附加給付金**」
- ・保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校で怪我をした場合の「**日本スポーツ振興センター災害共済給付分**」
など



病院にかかったら



- ① 香川県内の医療機関・調剤薬局 や 丸亀市内の接骨院等 の場合
窓口での保険診療にかかる自己負担はありません。



医療機関で受診

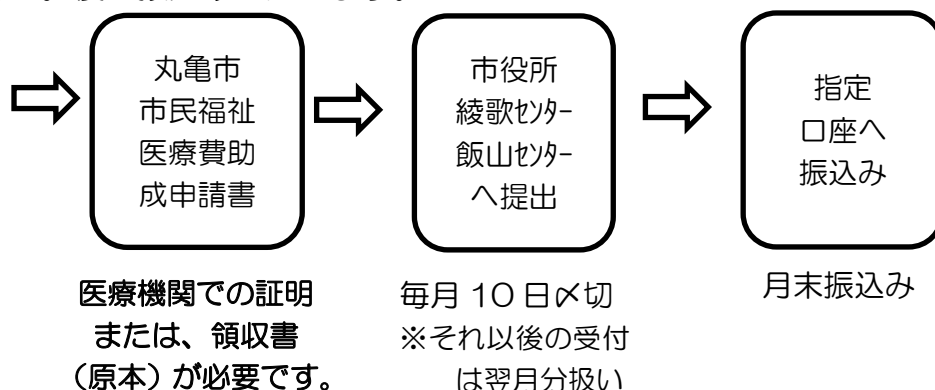
- 窓口で健康保険証と「医療証」を提示して受診してください
- 保険証・医療証の提示がなければ、自己負担が発生する場合があります。
- もし、自己負担が発生した場合は、**下記②**の方法で申請してください。

- ② 丸亀市外の接骨院等 の場合

立替払いをしてください。後日振込みいたします。



医療機関で受診



- ③ 香川県外の医療機関・調剤薬局 の場合

立替払いをしてください。後日振込みいたします。



医療機関で受診

